

## 東京都下水道局工事等成績評定苦情審査委員会運営要領

23下計技第137号

平成23年11月30日

(趣旨)

第1条 この要領は、下水道局工事等成績評定苦情審査委員会（以下「局委員会」という。）の運営その他手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 局委員会は、当該工事の施工を担当した課長（以下「工事主管課長」という。）若しくは、当該設計等委託を主管する課の課長（以下「主管課長」という。）から依頼があったときに、随時開催するものとする。

2 局委員会の事務局は、計画調整部技術開発課（以下「局委員会事務局」という。）に置く。

(審査依頼手続)

第3条 工事主管課長又は主管課長は、苦情申立者から苦情申立書が提出されたときは、遅滞なく議案を作成し、関係資料を添付の上、別記様式1（下水道局工事等成績評定苦情審査委員会付議依頼書）を局委員会開催日の7日前までに委員会事務局に提出しなければならないものとする。

2 工事主管課長又は主管課長は、前項の規定により別記様式1を提出しようとするときは、局委員会の円滑かつ効率的な調査審議を図るため、あらかじめ計画調整部技術管理担当課長に協議し、技術管理担当課長は協議を受けた局委員会開催日を調整しなければならないものとする。

(議題の作成等)

第4条 議案の作成等は、次のように行う。

- 一 議案の様式は、別記様式2のとおりとする。
- 二 議案の作成に当たっては、簡潔、明瞭に記載するものとする。  
なお、複雑な事項については、要点を箇条書きにするなど分かりやすく整理するものとする。
- 三 議案は、20部作成するものとする。
- 四 議案の説明は、原則として工事主管課長又は主管課長が行うものとする。

(苦情申立者への回答)

第5条 通知者は、別記様式3により、当該苦情申立者へ回答するものとする。

(回答書の送付)

第6条 通知者は、前条の規定により回答を行ったときには、回答書の写し及び当該苦情に関する一連の資料を添えて委員会事務局へ送付するものとする。

附 則

この要領は、平成18年7月1日以降に適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日以降に適用する。

附 則（平成23年11月30日付23下計技第137号）

この要領は、平成24年1月4日から施行する。